

平成 30 年 10 月 1 日

## 専門実践教育訓練明示書

施設の名称	日本指圧専門学校	指定講座番号	48069-151002-1
		実施方法	通学(夜間部)
講座の名称	医療専門課程指圧科(夜間部)	講座の創設年月日	昭和62年4月1日
		専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間	平成33年3月31日

### 1. 教育訓練の概要

(1)訓練期間	36ヶ月	(2)総訓練時間 [通学制のみ]	2145 時間
(3)1回当たり定員	60人		
(6)修了者数	51人	(対象期間:H29年 4月 1日 ~ H30年 03月 31日)	

### 2. 教育訓練の目標

(1)取得目標とする資格等の名称、レベル	<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 資格名 (あん摩マッサージ指圧師) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程修了 分野 ( ) <input type="checkbox"/> 専門職学位 学位名 ( ) 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 <input checked="" type="checkbox"/> 機能訓練指導員 <input checked="" type="checkbox"/> ケアマネージャー(試験の一部が免除)
(2)当該資格・試験の実施機関名称	厚生労働省
(3)資格取得等のための要件又は受験資格	本学に3年以上在籍し、卒業単位(77単位以上)を習得したことにより、卒業が認定される事、かつ厚生労働省令で定める基準に適合する養成施設(本校)において、あん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの
(4)当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	指圧治療院・訪問マッサージ企業・病院・診療所・スポーツクラブ・老人ホーム 美容関係・各種福祉施設・スポーツトレーナー・指圧治療院開業

### 2. 受講者の要件等

(1)受講にあたって必要な実務経験	特に無し
(2)受講に最低限有しておくべき技能・知識の内容及び水準	高等学校卒業以上

### 3. 教育訓練の内容(カリキュラム)

教科(カリキュラム)		時間
科学的思考の基盤人間と生活(心理学・社会福祉学・生化学・栄養学・生物学・保健体育・英語)		240 時間
使用教材名	心理学・食事と健康の科学・Caring for People	
人体の構造と機能(解剖学I・解剖学II・生理学I・生理学II・運動学)		390 時間
使用教材名	目で見える人体解剖・解剖学・生理学	
疾病の成り立ち、予防及び回復の促進(衛生学・公衆衛生学・病理学・臨床医学総論・臨床医学各論I・リハビリテーション医学)		360 時間
使用教材名	衛生学・公衆衛生学・病理学概論・臨床医学総論・臨床医学各論・リハビリテーション医学	
保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧の理念(医療概論・関係法規)		60 時間
使用教材名	医療概論・関係法規	
基礎あん摩マッサージ指圧学(東洋医学概論・経絡経穴概論・あん摩マッサージ指圧理論・浪越指圧理論)		180 時間
使用教材名	東洋医学概論・経絡経穴概論・あん摩マッサージ指圧理論	
臨床あん摩マッサージ指圧学(臨床指圧総論・臨床指圧各論・東洋医学臨床論)		240 時間
使用教材名	東洋医学臨床論	
社会あん摩マッサージ指圧学(地域・経営)		60 時間
使用教材名	社会あはき学	
実習(臨床実習を含む)(基礎指圧実技・あん摩マッサージ指圧実技・臨床実習)		315 時間
使用教材名	指圧療法学・あん摩マッサージ指圧実技	
総合領域(応用指圧実技I・応用指圧実技II・臨床医学各論II・課題研究)		300 時間
使用教材名	臨床医学各論	
合計		2,145 時間

平成 30 年 10 月 1 日

## 専門実践教育訓練明示書

施設の名称	日本指圧専門学校	指定講座番号	48069-151002-1
		実施方法	通学(夜間部)
講座の名称	医療専門課程指圧科(夜間部)	講座の創設年月日	昭和62年4月1日
		専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間	平成33年3月31日

### 4. 受講効果の把握方法

(1)受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的な基準)	各科目習得認定を目的とした中間試験・期末試験において、各期における評価が60点以上で、かつ総授業時間数の3分の2以上を出席している者に単位を認定する。
(2)受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	定期試験の成績で受講者の習得度を把握している。成績が芳しくない者に対しては担任との面談の時間を設け、また教科担当者が補講を行うなどにより教育目標達成のための指導を行っている。
(3)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	各学年末において、年間授業日数の5分の4以上を出席し、各履修科目の年間平均点が60点以上、かつ未修得単位が4単位以下で進級を認定し、3年次にて全ての単位を取得した者に対して卒業を認定する。
(4)修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	1年次、2年次の学期末に到達度評価試験を、3年次には年6回の模擬試験を行い、最終的な国家試験合格に向けた習得度を判定している。また実技に関しては1年次、2年次の学期末に進級実技試験を、3年次には卒業実技認定試験を行っている。

### 5. 教育訓練目標達成に向けた支援等のための具体的な措置等

(1)受講者に対する習得度・理解度についての具体的な助言・指導方法	クラス担任が定期試験や模擬試験の結果を把握し、成績が芳しくないものに対しては個別面談を行い指導を行っている。	
(2)受講中・修了時における資格取得・就職へのバックアップ体制	当校に申し込みのあった求人案内をラウンジに掲示して、在学生ならびに卒業生がいつでも閲覧できるようにしている。また進路の相談なども随時受け付けている。	
(4)受講者の本人確認方法	受講申し込み時	入学試験申し込み時に、高等学校の卒業証明書もしくは卒業見込み証明書の提出を求めている。また在学中は顔写真入りの学生証を常に携帯するよう義務づけている。
	受講日	当校はクラス制であり、授業毎に出欠の確認を毎回行い、出欠簿に記録している。

### 6. 就職等状況・資格取得・講座の評価等

求人件数	213件	平成29年4月～平成30年3月
求人者数	893人	

#### (1)資格取得状況

※%は小数点第2位を四捨五入

※29年度卒業者

① 前年度の修了者数 ※1		51 人		
② ①に係る講座の入講(入学)者数		60 人		
③ ②のうち目標資格の受験者数		51 人	受験率(③/②)	85.0 %
④ ③のうち合格者数		40 人	合格率(④/③)	78.4 %
⑤ ②入講(入学)者のうち就職者数 ※1		27 人		
⑥ ②入講(入学)者のうち在職者数 ※2		18 人	就職・在職率((⑤+⑥)/①)	88.2 %
⑦ 上記⑤・⑥の把握方法		入学願書ならびに電話・メール等によるアンケート報告(9月現在)		
⑧ 定員充足率 (前年度の入学者/入学定員)		78 %		

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で終了後に就職した者

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した人は含めない。

※2 受講開始日に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始日に既に職に就いている者で、終了後に別の職に転職した者。

平成 30 年 10 月 1 日

### 専門実践教育訓練明示書

施設の名称	日本指圧専門学校	指定講座番号	48069-151002-1
		実施方法	通学(夜間部)
講座の名称	医療専門課程指圧科(夜間部)	講座の創設年月日	昭和62年4月1日
		専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間	平成33年3月31日

**(2) 受講修了者による講座の評価等** ※29年度卒業前調査

① 回答者総数		51 人	
② 受講開始時の就業状況など	① 正社員	7 人	②A: 就職者計 21 人
	② 非正社員、派遣社員	5 人	
	③ その他の就業(自営業等)	9 人	
	④ 学生	7 人	②B: 非就職者計 23 人
	⑤ 求職中	2 人	
	⑥ その他(主婦・無職等)	21 人	
③ 就業中の受講者による講座の評価	① 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当など)に役立つ	4 人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下) 20 人
	② 配置転換等により希望の業務に従事出来る	1 人	
	③ 社内外の評価が高まる	1 人	
	④ 円滑な転職に役立つ	6 人	
	⑤ 趣味・教養に役立つ	1 人	
	⑥ その他の効果	2 人	
	⑦ 特に効果は無い	5 人	
④ 就業していない受講者による講座の評価	① 早期に就職出来る	2 人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) 30 人
	② 希望の職種・業界に就職出来る	18 人	
	③ よりよい条件(賃金等)で就職出来る	2 人	
	④ 趣味・教養に役立つ	1 人	
	⑤ その他の効果	5 人	
	⑥ 特に効果は無い	2 人	
⑤ 受講者の就業状況	① 受講中または受講終了後3ヶ月以内に就職をした	21 人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) 30 人
	② 受講終了後3~6ヶ月以内に就職した。	2 人	
	③ 受講終了後6~12ヶ月以内に就職した。	3 人	
	④ 就職していない	4 人	
⑥ 講座の全体評価	① 大変満足	20 人	⑥の回答数合計 ※①Bと同数(又はそれ以下) 50 人
	② おおむね満足	21 人	
	③ どちらとも言えない	7 人	
	④ やや不満	1 人	
	⑤ 大いに不満	1 人	

**7. その他の事項**

指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人浪越学園 (代表者名: 浪越 和民)		
住所及び連絡先	(〒112-0002) 東京都文京区小石川2-15-6	Tel: 03-3813-7354	
施設名称及び施設長名	日本指圧専門学校 (代表者名: 石塚 寛) (学校長)		
住所及び連絡先	(〒112-0002) 東京都文京区小石川2-15-6	Tel: 03-3813-7354	
苦情受付者	金子 泰隆	所属 教務(教務課長)	事務担当者 足立 久美子 所属 教務事務
連絡先	Tel: 03-3813-7354		連絡先 Tel: 03-3813-7354
専門実践教育訓練費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		3,497,000 円
支払方法	① 入学科(税込額) ※ 割引・還元処置は無し		750,000 円
	② 受講料(税込額) ※ 割引・還元処置は無し	第1期 497,000 円 第2期 450,000 円 第3期 450,000 円 第4期 450,000 円 第5期 450,000 円 第6期 450,000 円 (うち、必要教材費 17,000 円)	
① 一括払			
② 分割払			
③ 両方可			
	2. 専門実践教育給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		377,004 円
	① 任意の教材費(税込額) 第1期24624円、第3期38664円、第5期13716円 ※ 当校で領収書を発行する事ができないため		77,004 円
	② 施設維持費(税込額)		300,000 円
	③ 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)		- 円
	④ その他(法人への寄付金、pcの損害保険料、情報誌代)(税込額)		- 円
	3. 総額 (1+2)(税込額)		3,874,004 円

# 明示書の追記事項

平成30年10月1日

医療専門課程指圧科(昼間部) 48069-151001-9 (講座番号)  
 医療専門課程指圧科(夜間部) 48069-151002-1 (講座番号)

共通事項

- 1 受講証明書及び専門実践教育訓練修了証明書について、  
 受講認定基準及び教育訓練修了認定基準の内容及びその基準を満たされなければ発行されない。
- 2 受講者の失業認定について(公共職業安定所は次の通りに取り扱う)
  - **雇用保険の基本手当の受給資格決定を受けた受講者**  
 昼間の通学制の場合での対象受講者が、雇用保険の基本手当の受給資格の決定を受けた場合(原則として28日ごとに公共職業安定所へ来所の上、失業の認定を受ける)
  - イ 失業の認定は、受講者本人が常に公共職業安定所の職業紹介に応じられ、自らも求職活動をしている場合において行われること。
  - ロ 昼間の通学生の場合等において、失業認定日と受講日が重なった場合であっても、受講日の変更が困難である場合以外は失業認定日の変更は認められない。
  - **教育訓練支援給付金の受給資格決定を受けた受講者**  
 受講開始日から二ヶ月ごとに公共職業安定所に来所して失業の認定を受ける必要がある。
  - イ 教育訓練支援給付金受給資格者について労働の意思及び能力があると確認されるためには、単にハローワークに出頭しているだけではなく、真に就職への意欲を持ち、かつ、精神的、肉体的、環境的に労働の能力を有していることが必要である。  
 教育訓練支援給付金の受給資格決定を受けた受講者失業の認定日には、認定対象支給単位期間の二ヶ月の各日について失業の認定を行う者であり、当核認定対処単位期間以後の日については認定を行うことは出来ない。
  - ※ 失業・就職の定義は複雑です。詳しくはハローワークで確認してください。
- 3 教育訓練支援給付金受講証明の出席率  
 専門実践教育訓練を受講した日が開講日数の80%以上確認が出来ない場合は、当核認定日以降の各支給単位期間においても教育訓練支援給付金は支給されない。  
 教育訓練支援給付金は原則、出席しなかった日について、その出席しなかった理由は問わず出席率の計算を行うが、以下の場合については、教育訓練実施日から除外する事が出来る。
  - イ インフルエンザ等に感染した場合など
  - ロ 大規模な災害が起こった等により訓練施設への通所が困難となっている場合
  - ハ 裁判員などに選任された場合など
  - ニ 教育訓練支援給付金の受給資格本人が基本手当の認定日、教育訓練給付金の支給申請又は教育訓練支援給付金の失業の認定日に安定所に来所する必要がある場合
  - ホ 受給資格者が安定所指導により求職活動を行う場合若しくは紹介に応じて求人者に面接する場合または職業紹介事業者である教育訓練施設の指導により求職活動を行う場合若しくは紹介に応じて求人者に面接する場合  
 以上の理由による欠席については、欠席日数が2割を越える場合には、訓練実施日とはせず算定できることとしている。
  - 確認書類(訓練施設)  
 受給資格者は、訓練施設に対し原則以下の(a)~(e)の全ての書類を提出すること
    - (a) 医療機関または調剤薬局の領収書
    - (b) 処方箋袋(葉袋)
    - (c) 薬剤情報提供書(医療機関又は調剤薬局からの処方箋袋(葉袋)とともに渡される調剤日、薬剤の名称、用法、効能、効果、相互作用に関する主な情報が記載された用紙)
    - (d) 診療明細書
    - (e) 支援給付金受給者本人の書面による申告書(申告様式1)別紙16参照)
- 4 事務手続上の確認事項時間短縮のために、その他  
 訓練施設が発行する教科書販売などの領収書は保存しておいてください。(給付金の申請時に提示をお願いする事もあります)  
 訓練施設が発行する教育訓練給付金の各証明書は、全て講座修了時まで保管しておいてください。  
 (資格取得後の就職の際にご本人が使う事があります)
- 5 施設・講座運営者等
 

教育訓練実施者	学校法人 浪越学園	代表者(理事長)	浪越 和民
教育訓練施設名			日本指圧専門学校
教育訓練施設長		学校長	石塚 寛
苦情受付者		教務課長	金子 泰隆
事務担当者		教務事務	足立 久美子
教育訓練施設における販売活動体制等管理責任者		事務長	浪越 雄二
講座運営・販売活動等に係る苦情受付窓口		教務主任	渡邊和雄
			本多・石塚
講座主任指導者		教務統括課長	黒沢 純一